

市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会



選挙管理委員会 ☎(50)1227

12月21日(日)は、任期満了に伴う香取市議会議員一般選挙の投票日です。また、今回の選挙から、議員の定数は22人となります。

私たち市民の代表者を選ぶ、最も身近で大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

立候補予定者説明会は10月15日(水)

説明会では、立候補の手続き、選挙運動の公費負担に関する事、選挙公報に関する事、選挙運動に関する収支の届け出などについて説明します。

事前の申し込みは必要ありません。代理の人が出席しても差し支えありませんが、会場の都合上、1候補者につき3人までの出席をお願いします。

- 日時 10月15日(水) 14時～
- 場所 市役所5階大会議室
- 必要なもの 印鑑

告示日・立候補届出は12月14日(日)

市議会議員一般選挙は12月14日(日)に告示され、同日8時30分から17時まで、市役所5階大会議室で立候補届出の受け付けを行います。

新小学1年生の 就学時健康診断

学校教育課 ☎(50)1239

平成27年4月に小学校へ入学する予定者の就学時健康診断を実施します。当日は、保護者または代わりの人が必ず付き添い、健康診断を受けてください。

なお、10月上旬に教育委員会から保護者宛てに通知します。当日、都合のつかない場合や、不明な点などは問い合わせください。

佐原地区

■期日・受付時間・対象

11月14日(金)

◇13時～13時30分

北佐原・東大戸・竟成・福田・香取・神南・瑞穂・湖東・新島・津宮・大倉小学校

◇13時30分～13時50分

佐原小学校

■場所 佐原中央公民館

小見川・山田・栗源地区

■期日・受付時間・対象

11月21日(金)

◇13時～13時20分

山田・栗源地区内の小学校

◇13時20分～13時50分

小見川地区内の小学校

■場所 山田公民館



全国川サミットin香取



岡都市整備課 ☎(50)1232

10月10日(金)・11日(土)、与倉屋大土蔵を主会場に「歴史から学ぶ川と私たちの暮らし」をテーマとして、全国の一級河川流域の17の市区町村が集まり、川を生かしたまちづくりについて考えます。10日(金)は、首長サミットや山倉小学校、佐原中学校による研究発表などが行われ、11日(土)は、柳生博氏のトークショーも開催されます。

10月11日(土)

■場所 与倉屋大土蔵

■入場料 無料(先着300人)

■スケジュール

◇8時30分～ オープニング

(千葉萌陽高校茶道部、和太鼓 響)

◇9時～ 記念講演「歴史的

資源・景観を活かしたまちづくり」NPO法人小野川と佐

原の町並みを考える会理事長

高橋賢一氏

◇9時30分～ 千葉萌陽高校
ダンス部・茶道部
◇9時50分～ 柳生博氏トーク
ショー「川を語る」



◇10時50分～ サミット式典
◇11時20分～ 伊能忠敬旧宅
公開セレモニー

参加自治体物産交流展

■期日 10月10日(金)～

■場所 水の郷さわら

駐車場

期間中は、佐原の大祭により交通規制がありますので、利根川河川敷駐車場・市役所駐車場を利用ください。

東日本大震災 生活・住宅再建支援制度 申請はお早めに

岡社会福祉課 ☎(50)1209

被災者生活再建支援制度

■対象

居住する住宅が全壊または大規模半壊とされた世帯
※居住する住宅が半壊以上の被害認定または大きな地盤被害といったやむを得ない事由により当該住宅を解体するに至った場合には「全壊」として扱われます

成23年3月11日時点で居住していた被災世帯で、次のいずれかに該当する世帯
◇地盤被害により半壊または一部損壊の被害を受けた住宅の地盤を復旧(基礎の修復を含む)した世帯
◇半壊の被害を受けた住宅を補修した世帯

対象者と思われる人には、税務課から6月に「平成26年度個人住民税についてのお知らせ」で通知していただきます。詳細は問い合わせください。

■対象

平成26年度分市県民税(均等割)が課税されない人。ただし、ご自身を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護

10月1日(水)まで 臨時福祉給付金の申請

岡社会福祉課 ☎(50)1268

者となつていない場合などは対象外です。

■支給額

給付対象者1人につき1万円。給付対象者で高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者は、5千円を加算。

■申請期限

10月1日(水)までに必ず申請してください。

継続して当該住宅を所有する人、またはその親族・相続人

◇平成23年3月11日に新築中であつた当該住宅の建築主

■申請 平成27年4月10日までに解体や補修工事を完了の上、必要書類を提出

◇平成23年3月11日以前から

※必要書類などの詳細は問い合わせください
※被災者生活再建支援制度を受給した人は千葉県液状化等被害住宅再建支援事業を併給することはできません